

令和 8 年 8 月定例会

教育産業委員会資料
(産 業 振 興 部)

男鹿市・潟上市・秋田市沖洋上風力発電事業 における地域振興策分の基金配分について

1 基金の概要

一般海域における発電事業者には、得られた利益を発電所が立地する地域に還元するため、地域や漁業との協調・共生策を講じる必要があることが公募占用指針に定められている。

2 男鹿市・潟上市・秋田市沖案件における基金総額

地域や漁業との協調・共生策に充てる基金総額の算出方法は次のとおり。

○基金の総額は、発電設備出力(kW)の規模にkWあたりの単価(250円)と公募占用計画の最大認定期間(30年)を乗じた額を目安とする。

⇒ これに基づいて算出される本案件の基金の総額は 23.6億円 である。

＜計算式＞ $315,000(\text{kW}) \times 250(\text{円}) \times 30(\text{年}) \div 23.6\text{億円}$

3 共生策検討委員会で決議された基金配分の考え方と基金配分割合

(1) 基金配分の決定方法

基金は、「地域や漁業との共存共栄の理念」を実現するため、地域振興策(行政施策)と漁業振興策に活用することが『男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会意見とりまとめ』に定められており、その配分については、地域の実情を踏まえ、関係自治体および漁業関係者との協議により決定することとされている。

(2) 男鹿市・潟上市・秋田市沖案件における基金配分割合

本案件における基金配分については、事業者選定後、3市および漁業関係者間で協議を進めてきたところであり、漁業振興策：地域振興策(行政施策) = 7：3とすることが2月6日の共生策検討委員会において決議され、同月25日の法定協議会で報告された。

※令和8年2月6日に市議会議員各位にも連絡済

(3) 地域振興策分(行政施策)の各市の基金配分割合

本案件における地域振興策分(行政施策)の基金配分については、(2)に記載の配分決定後に3市間で協議を重ね、以下の配分割合で合意し、7月28日(火)に開催した共生策検討委員会において報告し、決議した。

ア 基金の１５％の額を３市共同事業に充てる。

イ 基金の８５％の額を各市に属する本洋上風力発電事業の事業費により按分し、各市に配分する。これにより、陸上における事業費は全額秋田市に計上され、洋上における事業費は配分線（海岸線の各市境界を起点とした垂線）により区分された事業実施区域内の各市の海域面積（船越水道の船舶通航海域を除く。）の割合に応じて配分することとし、その割合は以下のとおりとする。

【洋上分の配分割合】

- ・男鹿市 435.60ha (10.11%)
- ・潟上市 3,752.08ha (87.11%)
- ・秋田市 119.72ha (2.78%)

※配分線等については別添「参考資料」参照

【陸上分の配分割合】

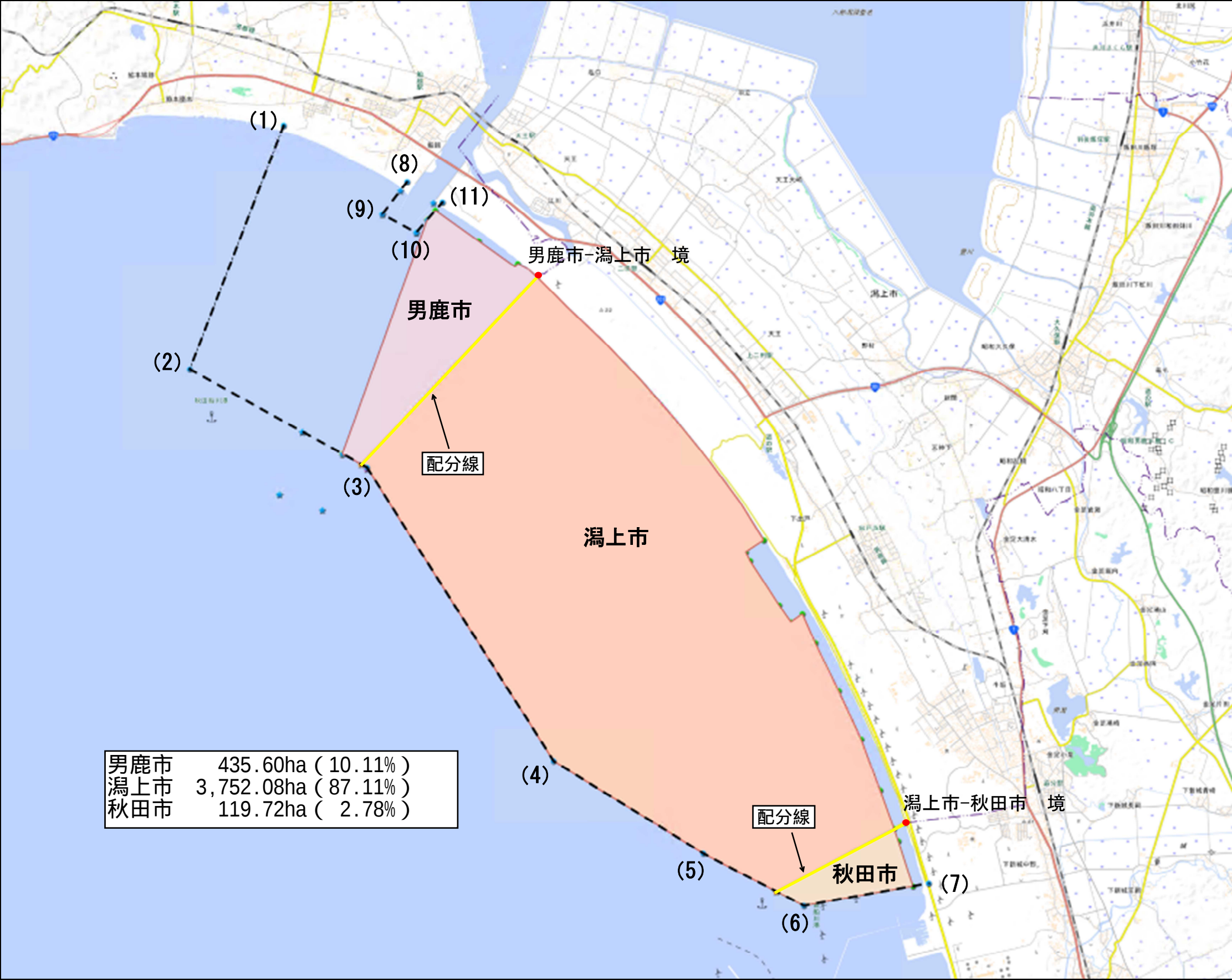
- ・秋田市 100%

【各市の基金配分額】

区分	男鹿市	潟上市	秋田市	計
基金配分額	90,512 千円	509,830 千円	108,408 千円	708,750 千円
うち共同事業枠	35,437 千円	35,437 千円	35,437 千円	106,311 千円
うち３市配分枠	55,075 千円	474,393 千円	72,971 千円	602,439 千円
うち洋上分	55,075 千円	474,393 千円	15,137 千円	544,605 千円
うち陸上分	- 千円	- 千円	57,834 千円	57,834 千円

(4) 地域振興策分（行政施策）の活用方針

- ・秋田市へ配分される地域振興策分（行政施策）に関する基金のうち、３市共同事業枠（35,437千円）については、３市が連携して取り組む事業に基金を充当することとしており、対象事業については３市で協議の上決定する。
- ・秋田市へ配分される基金のうち、市単独で活用可能な配分枠（72,971千円）については、基金の趣旨に沿った広く市民に及ぶような事業とし、庁内で基金の活用を希望する事業を精査し、対象事業を決定する。
- ・基金配分の共同事業枠および３市配分枠は、公募占用計画の最大認定期間である３０年の間に、必要な額を各年度ごとに活用する。



秋田市産業用地整備促進方針（最終案）について

今年度、策定を進めてきた秋田市産業用地整備促進方針（以下「整備方針」という。）について、整備方針案に対するパブリックコメントを実施し、最終案を作成した。9月下旬に公表予定。

1 整備方針の概要

(1) 目的と位置づけ

本市における産業用地の供給力が不十分である現状に対応し、その整備を促進するため、第15次秋田市総合計画等に即した方針を策定する。（計画年度：令和12年度まで）

(2) 整備手法と市の支援

民間活力（開発事業者・立地企業）によるオーダーメイド型の開発を基本とし、市は書類作成、国や県など関係機関との協議・調整、企業誘致に伴うサポートを実施する。なお、整備を予定する土地について、民間事業者では法規制や地権者の反対などにより解決が見込めない場合は、整備対象からの除外や、整備対象地の再検討などを支援する。

(3) 整備促進エリア

秋田自動車道等の各インターチェンジから半径 3 km以内をはじめ既存工業団地の隣接地・周辺低未利用地、整備・拡張予定の道路沿線、県や市が所管する未利用財産等を対象とする。

(4) 開発規模と対象業種

敷地面積は原則「概ね 3 ha以上」（産業集積や既存企業の事業拡大が図られる場合は例外あり）とし、対象業種は、地域未来投資促進法に基づき県が作成した基本計画の要件に合致する業種（自動車・電子部品や医療機器関連産業、食品製造業など）を原則とする。

2 案に対する意見聴取（パブリックコメント）

(1) 実施期間

令和 8 年 7 月 1 日から 7 月 3 0 日まで

(2) 意見数

0 件